

令和4年 秋田のまもり

～安全で安心な秋田を守る力強い警察～



秋田県警察
AKITA PREFECTURAL POLICE

2022

令和4年
秋田県警察運営の
基本方針と重点目標

～安全で安心な秋田を守る力強い警察～

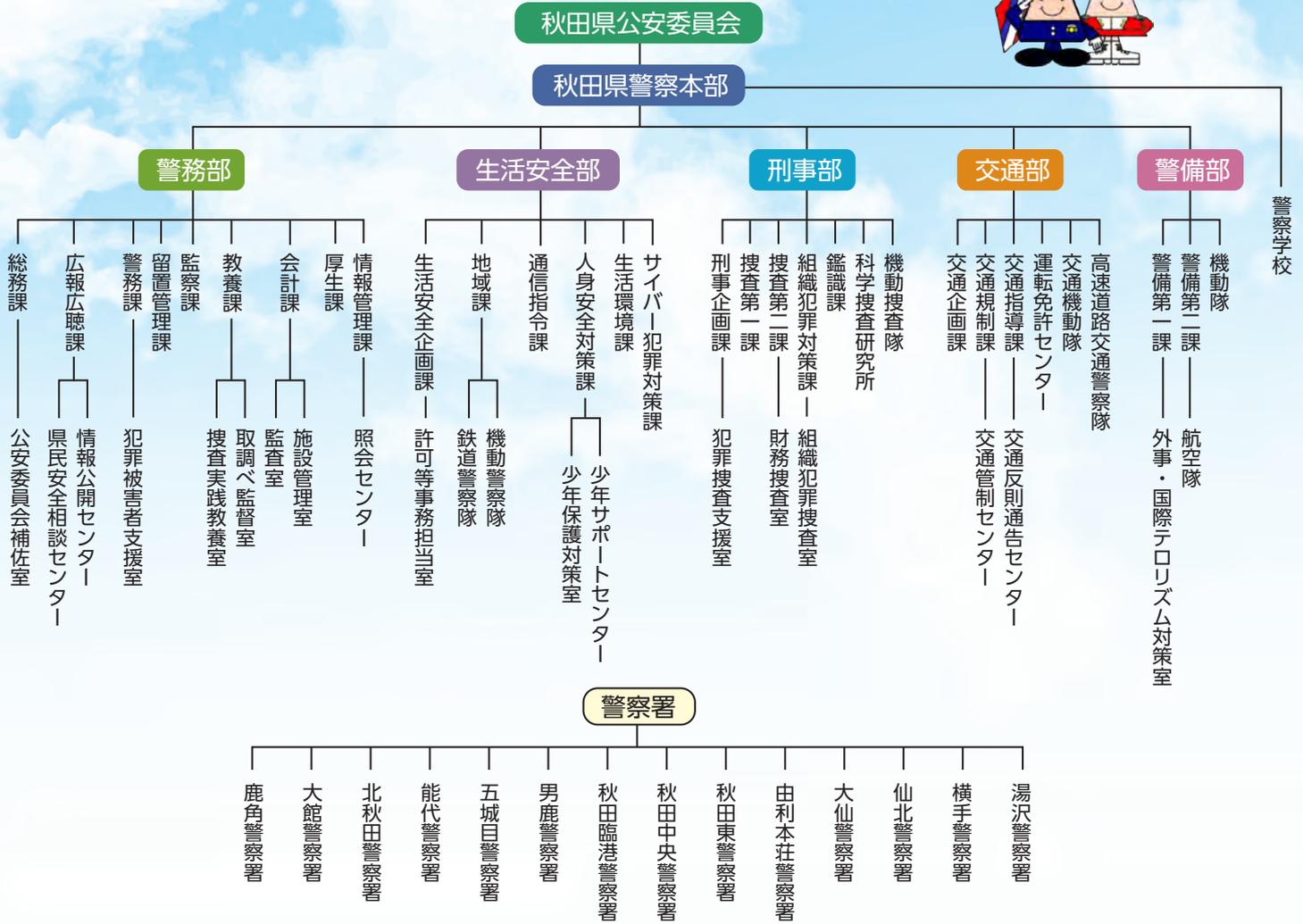
県民を犯罪等から守る取組

子供と高齢者を重点とした交通事故防止のための取組

多様化する脅威への取組



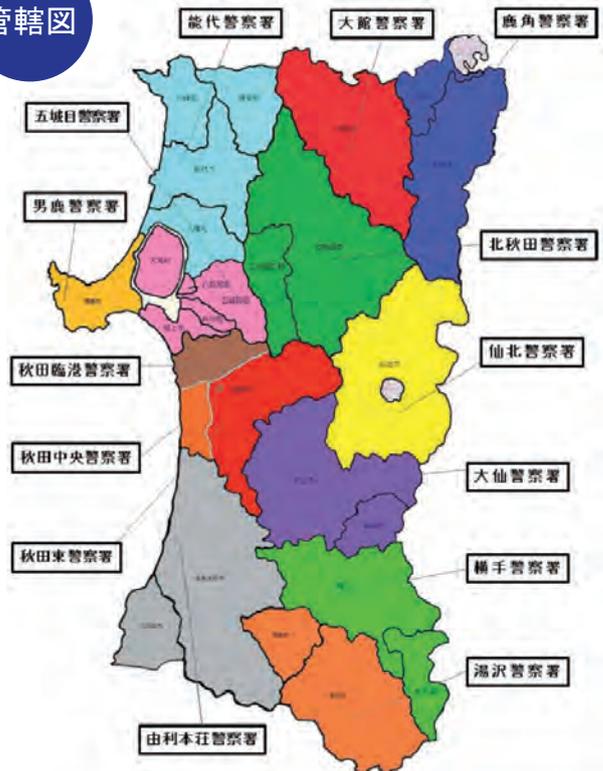
秋田県警察組織図



あなたの街の警察署

- ◆警察本部 ☎(018)863-1111
- ◆鹿角警察署 ☎(0186)23-3321
- ◆大館警察署 ☎(0186)42-4111
- ◆北秋田警察署 ☎(0186)62-1245
- ◆能代警察署 ☎(0185)52-4311
- ◆五城目警察署 ☎(018)852-4100
- ◆男鹿警察署 ☎(0185)23-2233
- ◆秋田臨港警察署 ☎(018)845-0141
- ◆秋田中央警察署 ☎(018)835-1111
- ◆秋田東警察署 ☎(018)825-5110
- ◆由利本荘警察署 ☎(0184)23-4111
- ◆大仙警察署 ☎(0187)63-3355
- ◆仙北警察署 ☎(0187)53-2111
- ◆横手警察署 ☎(0182)32-2250
- ◆湯沢警察署 ☎(0183)73-2127

管轄図



県警察の体制 (令和4年4月1日現在)

警察官	警察行政職員	合計
1,989人	388人	2,377人

県民を犯罪等から守るための取組

自治体や関係機関、防犯ボランティア団体との連携を一層強化し、治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を行うなど、「日本一、安全で安心な秋田」の実現に向けた取組を推進しています。



特殊詐欺の被害防止対策の推進

広報啓発活動

特殊詐欺被害を防止するため、県警察ホームページやYahoo!防災速報、Twitter等を活用した情報発信をはじめ、巡回連絡による防犯指導、各種会合における寸劇や防犯講話等の広報啓発活動により、特殊詐欺の犯行手口を周知するよう努めています。

また、特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者の被害を防ぐため、高齢者の子や孫世代の方にも働き掛け、家族の絆で詐欺を防止するよう呼び掛けています。

水際対策

金融機関やコンビニエンスストア等との連携を強化し、声掛けや通報により被害を防止するための訓練を行ったり、コンビニエンスストア全店舗に「電子マネー被害防止封筒」を配布し、電子マネー購入者への積極的な声掛けを促すなど、水際対策を強化しています。

物理的な被害防止対策

自動通話録音機の設置や常時留守番電話設定の推奨、ATM利用限度額の引下げ促進など、物理的な対策を推進するとともに、特殊詐欺に対する社会全体の抵抗力を高め、被害防止に努めています。





犯罪抑止対策の推進

街頭防犯カメラの設置

犯罪の発生が多い地域に街頭防犯カメラを設置し、犯罪の抑止を図っています。

また、自治体や事業所等に対しても街頭防犯カメラの設置を働き掛け、地域住民の安全・安心を確保するように努めています。

鍵掛け等盗難被害防止対策

街頭指導や駐車場等のロックパトロール、各種広報啓発活動等を推進し、鍵掛けによる盗難被害の防止に努めています。

店舗等対象の強盗対策

強盗事件は、波及性、連続性及び模倣性が高く、発生すれば地域住民に大きな不安を与えることから、未然に防止することが重要です。

そのため、被害の未然防止や発生時における犯人の早期検挙のため、金融機関やコンビニエンスストア等に対する防犯指導や強盗対応訓練を実施するなど、店舗等を対象とした強盗被害防止対策を推進しています。



地域安全活動の推進

地域安全ネットワーク活動

町内会等と情報連絡や支援のネットワークを構築し、各種広報媒体や研修会等を通じて防犯に必要な情報を発信するとともに、様々な機会を通じて地域の要望を把握し、これを警察活動に反映するように努めています。

また、団体相互の連携を図る交流会や防犯イベントを開催するなど、重層的な防犯ネットワークによる地域安全活動を推進しています。

子供及び高齢者の見守り活動等の推進

事業者との連携

犯罪の起きにくい社会づくりを実現するため、地域の事業者と積極的に連携し、協定や覚書に基づき、事業者による地域の見守り活動や犯罪の被害防止に関する啓発等の活動を支援するなど、地域社会と一体となった安全・安心まちづくりを推進しています。



「子供110番の家」

教育機関や自治体等と連携して子供の安全対策を推進しており、通学路周辺の児童の安全確保に取り組むボランティア(「子供110番の家」等)に対し、研修会の実施や情報発信を行うなど、自主的な活動を支援しています。

高齢者安全・安心アドバイザーの活動

高齢者の交通事故及び各種犯罪被害を防止するため、高齢者安全・安心アドバイザーが、高齢者宅への訪問や各種会合等を活用した交通安全指導及び防犯指導を行っています。



地域安全活動の推進



事件・事故への即応

県内の交番、駐在所等の警察官は、事件・事故が発生した際、現場へ急行し、被害者の救護や犯人の逮捕等の初動警察活動を行っています。県警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるように、110番通報の受理や警察署への指令を行うシステムを整備するとともに、事件・事故に即応するため、パトカーの活用による機動力の強化に努めています。

パトロール活動等

昼夜を分かたず常に警戒態勢を保ち、犯罪の取締りや事件・事故の発生を未然に防止するため、犯罪や交通事故の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロール活動を行っています。

また、通学路における見守り活動や、街頭監視を行い、地域住民が安心して暮らせる環境づくりに努めています。



巡回連絡

各家庭等を訪問し、犯罪の予防、交通事故の抑止等の指導や、地域住民の意見要望等の聴取、さらには地域の実情を把握するため、巡回連絡を行っています。

特に、県内では、高齢者が被害者となる特殊詐欺や交通事故が多発しているため、高齢者安全・安心アドバイザーと連携し、高齢者を事件や事故から守るための広報活動を重点的に行っています。

令和2年からは新型コロナウイルス感染症対策として、地域住民との面接中はマスクやフェイスシールドを着用し、一定の間隔を保つなど密接状態とならないように配慮した活動を行っています。

情報発信活動

地域住民に、身近で発生している事件・事故の発生状況や、その防止対策などを掲載した「ミニ広報紙」を配布し、被害防止の広報を行っています。

また、特殊詐欺や交通事故への注意喚起、山岳遭難、クマの出没など、地域住民に早急に広報すべき事案について、交番・駐在所速報の発行のほか、防災無線やコミュニティFMを利用してタイムリーな情報提供をしています。

令和3年中は、ミニ広報紙を県内の各交番・駐在所において、おおむね月に1度の割合で発行しています。

五里合駐在所速報
梨防犯パトロール実施中!!
不審者、車を見かけたら、110番通報!
男鹿警察署 0185-23-2233
五里合駐在所 0185-34-2110

■ 交番支援機能の充実

地域住民からの「交番には警察官が常について欲しい」「パトロールを強化して欲しい」という要望に応えるため、警察官が不在のときでも、来訪者の対応や困りごと相談を受けられるように、県内の交番に交番相談員を配置しています。

また、交番・駐在所には緊急通報装置が設置されており、警察官が不在の時は、受話器を取るだけで管轄警察署と連絡が取れるように支援機能の充実を図っています。



■ 山岳遭難・水難救助活動

令和3年中は、山岳遭難・水難救助活動で延べ487人の警察官が出動しました。

山岳遭難救助訓練など技術の向上に努めているほか、山岳遭難や水難事故防止の広報活動等を行っています。

■ クマ被害等への対応について

令和3年中は、クマの目撃情報が多く寄せられました。目撃情報や被害情報を受理した際は、速やかに現場臨場し、住民の安全対策や警戒活動を実施しています。

また、自治体等の関係機関とも連携し、学校等の周辺施設に対して、広報活動を通じた被害防止の呼び掛けや注意喚起を行っています。

例年5月の第3土曜日は「クマ被害防止の日」として、看板の設置やチラシの配布によりキャンペーンを行っています。



■ 航空機

警察用航空機としてヘリコプター「やまどり」を秋田県警察航空隊に配備しています。

「やまどり」はヘリコプターテレビシステムを装備しており、遭難者の捜索・救助をはじめ、事件捜査や警備、交通活動など、様々な活動を行っています。



■ 船舶

令和元年に更新された新型警備艇「あおさぎ」(全長約14メートル、赤色回転灯・サイレン・レーダーを装備)を秋田臨港警察署に配備しています。

「あおさぎ」は日本海沿岸の水上パトロールを行い、拳銃や覚醒剤などの密輸事犯、公害事犯、密入国者の取締り、水難救助などの水上警察活動を任務としています。



犯罪の検挙と抑止のための基板整備

事件発生時には、管轄の警察官、機動捜査隊員等が現場に急行し、犯人の確保や二次被害の防止措置等を実施するなど初動警察活動を強化しています。

また、重要犯罪や重要窃盗犯の早期検挙のため、捜査・鑑識・科学捜査部門が一体となり、組織的捜査活動を推進しています。



通信指令体制の強化

令和2年2月に通信指令システムを更新するなど、通信指令機能の強化及び事案対応力の向上等を図っています。

110番通報への対応

110番は、県内どこからかけても警察本部につながり、緊急性のある事件・事故のほか、不審者情報等についても通報をお願いします。通報を受理した通信指令課では、直ちに通報内容を管轄の警察署や出動中のパトカー等に指令し、警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備等を発令しています。

また、110番全体の7割以上を占める携帯電話からの通報に的確に対応するため、音声通話と同時に通報者の位置情報が通知されるシステムを導入し、事件・事故現場へ速やかに臨場できるよう努めています。

このほか、聴覚や言語の不自由な方のために、

○メール110番 (mail_110@gaea.ocn.ne.jp) ○FAX110番 (018-823-1110)

○110番アプリシステム

を運用しています。

110番通報のしくみ



子供・女性を守る対策

前兆事案に対する先制・予防的活動

児童・生徒を対象とした性犯罪等を未然に防止するため、その前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙、指導・警告等の措置を講じるなど、先制・予防的活動を積極的に推進しています。

働く女性の身を守る研修会の実施

女性従業員が多く就業する事業所等を対象とした研修会を実施し、防犯対策のポイントや護身術を教示するなどして、女性が犯罪被害に遭わないための取組を推進しています。

犯罪から子供を守るための施策

非行・犯罪被害防止教室

学校と連携し、小学校等において学年や理解度に応じ、「なまはげNEWS隊」を活用した寸劇やロールプレイ方式等による、子供参加・体験型の非行・犯罪被害防止教室を開催しています。

また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導を行っています。



少年の社会参加活動

少年保護育成委員や大学生少年サポーターなどと連携し、学習やスポーツ活動を通じた少年の立ち直り支援を行っているほか、地域住民と協力して、社会奉仕や伝統行事への参加など少年の社会参加活動を行っています。



少年の社会参加活動

少年の非行防止対策

少年の薬物乱用防止活動

少年の薬物乱用を防止するため、薬物乱用少年の早期発見・補導に努めるとともに、学校や関係機関と連携して、薬物乱用防止教室や街頭キャンペーンを実施しています。

少年サポートセンターの活動

少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。



薬物乱用防止教室

インターネットの利用に起因する犯罪被害から少年を守る活動

近年、中学生・高校生だけでなく、低年齢層の児童にもインターネットの利用が広がっています。インターネット上には残酷な暴力シーンや過激な性描写等を含むものなど、児童に有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、スマートフォン等からSNS等を利用して児童が性犯罪等の被害に遭う事例が後を絶ちません。

県警察では、情報モラル教室や広報活動を通して、少年や保護者に対しフィルタリング機能の利用を呼び掛けるとともに、携帯電話販売店等に対しても販売時におけるフィルタリングの推奨を要請するなど、インターネットの利用に起因する少年の非行防止と犯罪被害防止活動を行っています。

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

以下の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう！

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 個人を特定される情報を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- ルールを守れなかった時のルールを決める。

フィルタリングを利用しましょう!!

有害なサイト

フィルタリングの設定は、契約時に店舗でもらえます。不明な点は、携帯電話会社のホームページや契約した販売店等にご確認ください。

人身安全関連事案への対処

人身安全関連事案とは、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案の総称をいいます。

1 ストーカー事案への対応

ストーカー行為等の規制等に関する法律や刑法等の法令を適用して、ストーカー行為者の検挙に努めているほか、被害者の意思等を踏まえて警告や禁止命令、必要な援助等の行政処置を講じるなど、被害者の安全確保に努めています。

2 配偶者からの暴力事案への対応

配偶者からの暴力事案に対して、暴行等の違法行為者の検挙に努めているほか、被害者の意思等を踏まえ、加害者に対する指導・警告等の措置、避難に対する支援を行うなど、被害者の安全確保に努めています。

3 行方不明事案への対応

行方不明者を早期に発見するために、関係者等から行方不明状況の詳細な聴取を行い原因の究明に努めるとともに、関係機関に対する迅速な手配や捜索活動等を行っています。

4 児童虐待事案への対応

児童虐待が疑われる事案を認知した場合において、児童の安全確保を最優先として、速やかに児童との面接や保護者等に対する事情聴取を行うほか、家庭内の状況を確認して児童虐待の早期発見に努めるとともに、必要な捜査を積極的に行い事態が深刻化する前に児童を保護することができるよう努めています。

5 高齢者・障害者虐待事案への対策

高齢者・障害者虐待が疑われる事案を認知した場合において、速やかに被害者の安全を確保するための保護措置を執るとともに、行為が刑罰法令に触れる場合には速やかな捜査を行うなどの対応を執っています。また、法の規定に基づき、市町村又は地域包括支援センターに対する通報等を行っています。

生活経済事犯対策の推進

■ 県民生活を脅かす生活経済事犯への対策

訪問販売や訪問購入、役務の提供を行う特定商取引等事犯では、強引な押し売りや押し買いによるトラブル等により、高齢者からの相談の割合が高い一方で、事業や暗号資産(仮想通貨)への投資等で運用し、利益を配分するとうたって金を集める利殖勧誘事犯などは、若年層からの相談が増加しています。

また、無登録で貸金業を営み、高金利で貸付けを行うヤミ金融事犯では、中小企業を対象としたファクタリングを仮想して金銭の貸付けを行う事犯等も発生しています。

こうした悪質商法事犯等について、被害実態を早期に把握するため関係機関と連携し情報収集を行うとともに、被害回復と被害の拡大防止のため、早期の捜査着手や犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話等の解約に関する事業者への要請等犯行ツール対策を積極的に行っているほか、被害に遭わないための広報啓発活動を推進しています。

■ 経済の公正な競争を阻害する事犯への対策

偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯や海賊版事犯等の著作権侵害事犯は、年々、悪質かつ巧妙になっており、インターネットを利用して侵害行為が行われるケースが多く、このような知的財産権を侵害する事犯の相談も後を絶たない状況となっています。

そのため、サイバーパトロールや関係機関・団体等からの情報収集を推進するとともに取締りを強化しています。



合同スカイパトロール時の空撮状況

■ 良好な生活環境の保持に向けた対策

廃棄物の不法投棄や焼却等の不適正処理事犯をはじめ、森林法違反、漁業法違反等の環境事犯は、秋田の自然環境を破壊するとともに、地域住民の日常生活や健康に直接関わる問題です。

県警察では、悪質な環境事犯に対する取締りを強化するとともに、関係行政機関と連携した、ヘリコプターによる合同スカイパトロール等の警戒活動を推進しています。

繁華街・歓楽街で行われる無許可風俗営業や客引き事犯、インターネット上にわいせつ画像を陳列する事犯などがみられることから、風俗営業所等への立入りや取締り、サイバーパトロール等による情報の収集に努めています。また、刃物や猟銃、高圧ガス・ガソリン等の危険物は、適正な管理がされなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるので、指導・取締りとともに、関係機関・団体と連携して事件・事故の未然防止に努めています。

サイバー空間を巡る脅威の情勢

県内では、一般市民のパソコンやスマートフォンに不正アクセスされ、個人口座から不正に送金させたり、商品を購入されたりするなどの被害がありました。

■ サイバー空間の脅威への対処

サイバー犯罪の被害防止対策

県警察ホームページやYouTubeチャンネルに、サイバー犯罪に関して注意すべき情報を掲載しています。

秋田県警察大学生サイバーボランティアの活動

県内の大学生が、インターネット上の違法情報等をインターネットホットラインセンターに通報したり、広報啓発動画3作を作成し、被害防止を県警察ホームページで呼び掛けています。

サイバー犯罪の取締りの強化

不正アクセス禁止法違反、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等の取締りを推進するとともに、捜査官にサイバー研修を受講させて捜査技能の向上に努めています。

産学官連携の推進

秋田県サイバー防犯連絡協議会や民間事業者等との共同対処協定及びテクニカルアドバイザーとの連携により、被害の未然防止や拡大防止対策を推進しています。



交通事故防止対策の推進

県警察では、交通事故防止のための対策を推進し、交通事故のない安全で安心して暮らせる秋田県の実現に向けて取り組んでいます。

令和3年中の交通事故発生状況

令和3年中の県内の交通事故発生状況は

発生件数	1,301件
死者数	28人
負傷者数	1,514人

で、発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも前年より減少し、現行の統計法式を採用した昭和41年以降で最少となりました。

令和3年中の交通死亡事故の主な特徴は、

- ・ 死者数28人のうち、65歳以上の高齢者が23人と全死者数の82.1%を占め、割合は過去最高となったこと
- ・ 歩行中の死者数13人のうち、65歳以上の高齢者が12人と92.3%を占めたこと
- ・ 自転車に関係した交通事故の発生件数は197件で前年と比べ39件増加していること
- ・ 子供の登下校時の交通事故による負傷者数は35人で前年と比べて16人増加していること

などが挙げられます。



子供と高齢者を重点とした交通事故防止のための取組

子供の交通事故防止対策

通学路周辺における街頭活動等の強化

通学路周辺において、児童に対する通行方法等の指導を行うとともに、パトカーの赤色灯を点灯してのレッド警戒走行や交差点における街頭監視のほか、保護者や学校関係者等と連携し、登下校時の見守り活動を推進しています。

また、学校関係者や道路管理者との合同の通学路点検を実施し、危険箇所の把握や改善を図っています。



飲酒運転等の悪質・危険性の高い交通違反の指導取締りの徹底

登下校時の通学路周辺等において、定置式レーダ等を積極的に活用した見せる速度取締りにより、速度の抑制を図るほか、横断歩行者妨害などの歩行者保護のための指導取締りを実施しています。

また、悪質・危険性の高い飲酒運転に対しては、昼夜を問わず徹底した指導取締りを実施しています。

自転車の交通事故防止対策

車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの周知を図るため、教育関係機関等と連携し、生徒を対象とした安全指導やスタントマンの実演による自転車教室等を実施しています。

また、学校のほか、地域や企業等における参加・体験型の交通安全教室を開催するなど、全ての自転車利用者を対象とした規範意識の醸成に努めています。



スケアード・ストレイト教育技法

■ 高齢者の交通事故防止対策

高齢歩行者対策

運転免許を保有していない高齢者を含め、高齢者が加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し自ら納得して安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、歩行環境シミュレータ等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しています。



安全運転サポート車の体験講習会

高齢運転者対策

自動車メーカーをはじめとする関係機関・団体等と連携し、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い抑制装置を搭載した安全運転サポート車の普及啓発を進めています。また、交通状況を再現した動画を見ながら危険に対する予測能力の向上を図る「運転者疑似体験型集合教育装置」を活用した交通安全教育なども行っています。

このほか、過去に複数回交通事故を起こした65歳以上の高齢者を対象に、警察官が直接面会して交通安全指導を行うなど、きめ細かな対策を推進しています。

高齢者安全・安心アドバイザーの活動

各警察署に配置されている高齢者安全・安心アドバイザーが、直接、高齢者宅を訪問し、交通事故防止に関する情報提供のほか、特殊詐欺の被害防止など、きめ細かなアドバイスを行うことにより、高齢者の安全で安心な生活の確保に努めています。

これまで、高齢者安全・安心アドバイザーから交通安全指導を受けた方が、友人を誘って交通安全講習会に参加するなど、高齢者相互の交通安全意識の高揚も図られています。



■ 横断歩道における「歩行者ファースト」意識の浸透

信号機のない横断歩道での一時停止率の向上

令和3年のJAF日本自動車連盟の調査によると、信号機のない横断歩道での一時停止率について、秋田県は、46.9%という結果であり、令和2年の21.8%から大幅に向上しました。

しかしながら、いまだ半数以上の車が一時停止していない状況にあることから、県警察では運転者に対する広報啓発と指導取締りを合わせた活動を展開し、あらゆる機会を通じて安全運転意識の向上に努めています。

また、歩行者には、基本的な交通ルールの周知に加え、信号機のない横断歩道を渡る際は手を上げるなどして横断の意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための具体的な行動を促す教育を推進しています。



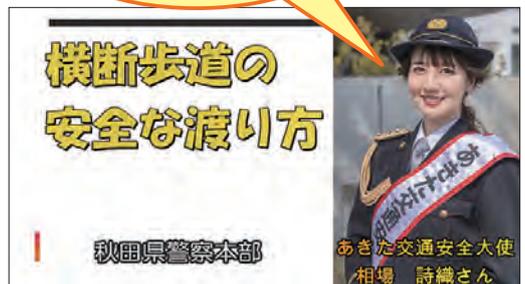
横断歩道の安全な渡り方は
秋田県警察公式YouTube
チャンネルをご覧ください。



「あきた交通安全大使」の活躍

令和3年4月に、県内で活躍しているフリーアナウンサーの相場詩織さんを「あきた交通安全大使」に委嘱し、その知名度と情報発信力を生かして各署の交通安全イベントやラジオ・SNS等を通じて広く県民に交通安全を呼び掛けています。

あきた交通安全大使と共に交通安全啓発活動に取り組みます。





信号灯器の改良

従来の電球式より視認性が高く、長寿命、省電力で地球温暖化対策にも効果的なLED式への更新を行っています。また、雪の影響を受けにくくするため、着雪防止型の信号灯器の整備も進めています。

交通弱者を守る信号機

車両の通行と歩行者等の横断を時間的に分離するための歩車分離式信号機のほか、視覚障害者が安心して横断できるよう、歩行者用灯器の青色点灯時に音を連動させる視覚障害者用付加装置など、交通弱者を守るための信号機の整備を進めています。

エスコートゾーン

視覚に障害のある歩行者を支援するため、横断歩道上に突起体の列(点字ブロック様)を設置し、横断方向を示すものです。秋田駅前、秋田赤十字病院前、秋田県社会福祉会館前等の交差点に設置しています。

「ゾーン30」対策の推進

生活道路、通学路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて最高速度を30キロに規制し、通過交通の抑制等を図る「ゾーン30」の整備を進め、歩行者等に優しい交通環境の整備に努めています。

ゾーン内には、速度規制標識、道路標示、広報用看板のほか、道路管理者と連携して横断歩道のカラー塗装、物理的デバイス(狭さく)を設置して車両の走行速度の抑制等を図っています。

交通環境の変化等に即した交通規制

交通規制の見直し

地域住民・道路利用者等の要望・意見を踏まえ、現状の実態や交通環境に適応し、効果的で分かりやすい交通規制になるように見直しを進めています。

道路交通情報の提供

道路利用者が安全で円滑に通行できるよう、警察や道路管理者が収集した道路交通情報を、カーナビやラジオ、警察の交通情報板等を用いてリアルタイムに提供しています。

県民生活に適応した交通環境の整備

歩行者や車両などの道路利用者にとって安全で快適な交通環境を構築するため、各種交通安全施設を整備するとともに、現状の交通環境に即した交通規制の実施や見直しを推進しております。

交通安全施設の整備

交通管制センター

車両感知器や交通監視用カメラなどの装置を用いて多様な交通情報を収集し、それを基にコンピュータで信号機を制御して、安全で円滑な交通流を確保しています。



重要犯罪・組織犯罪等への的確な対応



犯罪情勢

県内の刑法犯認知件数は、平成13年の12,768件をピークに減少傾向にあり、令和3年中の認知件数は1,984件、検挙件数は1,486件、検挙人員は1,002人となっています。

前年に比べて認知件数は398件、検挙件数は152件それぞれ減少しましたが、検挙率は74.9%と前年に比べ6.1ポイント上昇しました。

情報提供依頼と公開捜査

県警察では、ウェブサイトなど様々な媒体を活用し、捜査に対する協力、事件に関する情報の提供を広く呼び掛けています。

また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して公開捜査を行う場合があります。

捜査特別報奨金制度の活用

警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し重要犯罪等の検挙を図るため、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金による懸賞広告制度を導入し、警察庁ウェブサイト (<http://www.npa.go.jp>) 等で対象となる事件等について広報しています。対象事件は、県警察ホームページでも閲覧できます。

新たな刑事司法制度に対応した取組

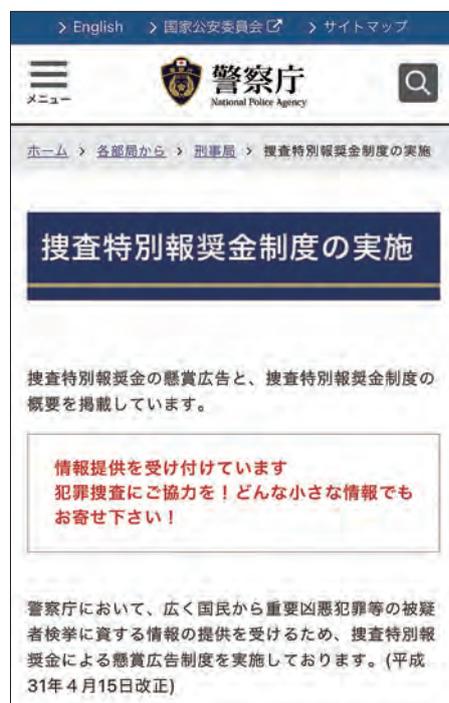
令和元年6月1日に刑事訴訟法の一部を改正する法律が全面施行され、取調べの録音・録画制度や合理化・効率化された通信傍受が導入されました。県警察では、これらの新たな刑事司法制度に対応するための取組を推進しています。

特殊詐欺対策

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称です。

令和3年における秋田県内の特殊詐欺の認知件数は、前年より増加しています。特に電子マネー利用権等をだまし取る架空料金請求詐欺の認知件数が大幅に増加し、被害者も幅広い年齢層に及んでおり、深刻な状況にあります。

依然として多数の被害が発生しているこれら特殊詐欺を撲滅するため、引き続き諸対策を推進しています。



暴力団犯罪の取締りの強化

暴力団は、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、自己の意に沿わない事業者を対象とした報復・見せしめ目的の襲撃事件を敢行したり、組織の存続をめぐる銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられ、依然として社会にとって大きな脅威となっています。

また、近年、みかじめ料要求等の伝統的な資金獲得活動等に加え、組織実態を隠蔽しながら建設業、金融業等各種事業活動へ進出して、一般社会での資金獲得活動を活発化させているほか、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等に関与するなど、その活動分野を更に拡大している状況がうかがわれます。

平成27年には最大の暴力団組織が分裂し、全国各地で対立抗争に起因するとみられる殺人事件等が発生し、さらに新たに結成された組織が内部分裂を起こすなど、抗争が激化して一般市民が巻き添えに遭うおそれがあるなど、予断を許さない情勢が続いています。

暴力団総合対策

警察では、暴力団のいない安全で安心な暮らしを守るため、次のような活動を行っています。

- ・ 暴力団犯罪取締りの徹底
- ・ 暴力団対策法の効果的な運用
- ・ 暴力団排除条例等を踏まえた社会が一体となった暴力団排除活動の推進
- ・ 暴力団員の離脱支援や離脱者の社会復帰対策

暴力団対策法・秋田県暴力団排除条例の効果的な運用

暴力団対策法では、指定暴力団員が所属組織の威力を示して行う暴力的要求行為や暴力団への加入強要等を禁止しており、これら行為を行った暴力団員等に対して、公安委員会が中止命令等を発出することができる旨規定されています。また、暴力団排除条例は、県民の暴力団排除意識の高揚を図ることを目的に制定されています。

警察では、暴力団員に対して必要な規制を行い、社会が一体となった暴力団排除活動を推進するため、暴力団犯罪の取締りと併せて暴力団対策法や秋田県暴力団排除条例の効果的な運用を図っています。

暴力団員等からの不当要求防止対策

暴力団の不当要求による被害を防止するため、(公財)暴力団壊滅秋田県民会議と連携し、各事業者から届出された不当要求防止責任者を受講対象とする責任者講習を県内各地で開催しています。

暴力団排除気運の醸成

(公財)暴力団壊滅秋田県民会議と共催し、県内で長年にわたり、暴力団排除活動に功労のあった個人や団体、企業を表彰し暴力団排除意識の高揚を図っています。

令和3年は、ホテルメトロポリタン秋田において、第30回暴力団壊滅秋田県民大会を開催し、暴力団排除活動功労に対し表彰が授与されました。



薬物・銃器事犯の取締りの強化

薬物情勢

全国における覚醒剤事犯の特徴は、検挙人員の半数程度を暴力団構成員等が占めているほか、30代以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられます。

一方、大麻事犯の特徴は、他の薬物事犯と比べて、全検挙人員のうち初犯者や20代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられます。

秋田県における令和3年中の薬物事犯の検挙人員は20人で、前年に比べ5人減少しています。

薬物事件の中では、大麻の検挙人員が覚醒剤の検挙人員を大幅に上回り、全体の約半数を占めています。

薬物事犯の検挙人員の全てが会社員など一般人であり、薬物が社会全体に広がりを見せている状況がうかがわれます。

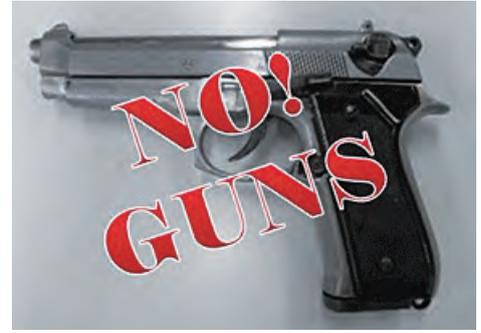


県内で押収した大麻草

銃器情勢

全国的に暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が相次いで発生し、国民の平穏な日常生活の脅威となっています。

県内では、平成13年を最後に発砲事件はないものの、令和3年中は軍用拳銃2丁を発見・押収しています。



来日外国人犯罪・犯罪インフラ対策

来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に敢行される傾向にあり、それにより構成される犯罪組織は、出身国や地域別に組織化される傾向があります。

その一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、多国籍化しているものもあります。

これら犯罪組織は犯罪インフラ(犯罪を助長し、又は容易にする基盤のこと)と深く関連し、不法就労助長や旅券・在留カードの偽造など、犯罪インフラ事犯へ関与している状況がうかがわれます。

犯罪インフラには、本人確認書類を偽造して携帯電話の契約をするなどその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、犯罪に悪用されている各種制度やサービス等があります。警察では、犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、取締り等の対策に当たっています。

犯罪インフラを生まない環境づくり

金融機関、携帯電話事業者を始め、各種制度やサービスを所管・提供している関係機関・団体等との間で、犯罪インフラについて情報共有を推進しているほか、犯罪インフラ対策講話を行うなど、その理解と協力を得ながら、関係機関・団体等との連携強化に努めています。



在留外国人の安全の確保に向けた対策

在留外国人の安全確保のため、関係行政機関、住民団体、企業等と協調し県内の在留外国人等の実態把握を行うとともに、技能実習生に対する防犯講習・交通安全講習などにより、在留外国人の犯罪被害防止を図っております。

匿名通報ダイヤルの活用

匿名による犯罪の通報を受け付ける電話番号として、匿名通報ダイヤルがあります。

匿名通報ダイヤルとは、暴力団が関与する犯罪、犯罪インフラ事犯、薬物事犯、拳銃事犯、特殊詐欺、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等の検挙や被害者の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、匿名による通報を電話やウェブサイト上で受け、これを警察に提供しているものです。

有効な通報には最大10万円の情報料が支給されます。

フリーダイヤル 0120-924-839

ウェブサイト <http://www.tokumei24.jp>

科学技術の活用

現場鑑識活動

現場鑑識活動は、犯罪現場から各種の証拠物件や指紋等の現場資料を発見・収集し、事件解決に必要な情報を得ることであり、犯罪鑑識の原点です。

科学捜査の重要性が高まる中、最新の技術や機器を駆使した現場鑑識活動が行われています。



指掌紋自動識別システム

県警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録しています。

これらの指掌紋を自動で照合する指掌紋自動識別システムを運用し、迅速かつ効果的に犯人の割り出しや余罪の確認等を行っています。



DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA (デオキシリボ核酸) の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法です。

警察で行っているDNA型鑑定は、主にSTR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法です。DNA型鑑定は主に犯罪捜査等に活用されており、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の解決にも成果を上げています。

また、各種DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査をはじめとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用しています。



テロの未然防止・大規模災害を含めた緊急事態等への的確な対応



水際対策の強化

海・空からのテロリストの侵入を防ぐため、海港及び空港での警戒や沿岸線の警戒を強化しています。

重要施設及びソフトターゲットの警戒警備

重要施設や空港、駅などの公共交通機関のほか、ショッピングモールなど不特定多数の人が集まるソフトターゲットにおける警戒警備を強化しています。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正管理の推進

市販の化学物質を原料として製造した爆発物が、テロ等の事件に使用されないよう、化学物質の販売事業者等を対象とした個別訪問や不審購入者対応訓練を行うなどして、保管管理の徹底や早期通報を要請しています。

テロ対策推進パートナーシップの活動

「日本一安全で安心な秋田県の実現」という基本理念の下、「テロ対策推進・美の国あきたパートナーシップ」を設立するとともに、県内全14警察署でも同様の官民連携ネットワークを構築しています。国内における大規模国際イベントの開催を見据え、テロに強い社会の実現・テロの未然防止を推進することを目的として、官民一体となったテロ対策を推進しています。



自然災害等への対応

令和3年、県内では、暴風雪、大雪、大雨等による災害が発生し、各地で建物の損壊、交通障害、道路の冠水等多くの被害をもたらしました。県警察は、関係機関と連携して、被災情報の収集、住民の安否確認、道路交通の確保等の活動を実施しました。

近年、自然災害は局地化・激甚化していますが、最近の災害の傾向や過去の大規模災害対処時の反省・教訓を踏まえ、災害対処能力の向上や初動態勢の確立に向けた取組を計画的に進めて県民の安全確保に努めています。



広域緊急援助隊の活動

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、全国の都道府県警察に高度な救出・救助能力を有する「広域緊急援助隊」が設置され、災害対策のエキスパートとして各種災害現場において救出救助活動に当たっています。

令和3年中は、救出救助技術の向上、他県警察との連携強化を目的とした東北管区広域緊急援助隊北部三県合同訓練を本県で実施しました。



特集～秋田県警察の高齢者対策～

令和3年7月現在、秋田県では人口に占める65歳以上の割合が約38.5%と過去最高の数値を記録しています。高齢化先進県である秋田県において、高齢者の皆さんが安心して生活できるよう各種取組の重要性がますます増しているのが現状です。部門を超えて一体となり、高齢者対策を推進してまいります。

■ 警務部

警察安全相談窓口の周知

県警察ホームページや広報活動を通じて「#9110」などの警察相談電話及び窓口の周知を行っております。

認知症サポーター養成講座の開催

警察学校や警察署において認知症サポーター教養を行い、積極的な認知症支援対策を行っております。



認知症サポーター養成講座

■ 生活安全部

広報啓発活動

Twitter、NHK総合テレビジョンのデジタル放送の活用など多角的な広報啓発活動を推進しています。

また、高齢者安全・安心アドバイザーに広報啓発資料を提供し、訪問先の方々に情報提供を行っております。

物理的な被害防止対策

貸出し用の自動通話録音(警告)機を各警察署等に追加配布したほか、金融機関に対してATM利用限度額引下げの推奨を依頼しています。

地域コミュニティ支援活動

地域の防犯ボランティア、関係機関・団体と連携を図り、地域安全ネットワーク推進交流会、高齢者セーフティ研修会、高齢者を対象とした防犯教室等の支援活動を推進しています。

巡回連絡を通じた高齢者安全対策

高齢者世帯・独居高齢者宅に重点を置いた巡回連絡を推進しています。訪問時には、マスクやフェイスガードの着用、一定の距離を取るなど、感染防止対策を講じています。

高齢者の見守り活動

地域の事業者等と積極的に連携し、協定や覚書に基づき、事業者による高齢者等の見守り、犯罪の被害防止及び交通事故防止に関する啓発等の活動を支援するなど、地域社会と一体となった安全・安心まちづくりを推進しています。



■ 交通部

交通事故分析に基づいた対策の推進

過去5年間の高齢者が当事者となる交通事故について、四半期ごとの事故分析結果を警察署等に提供するなど、先制的な対策を推進しています。

高齢者安全安心「ふれあい塾」による体験型講習

交通安全教育車「まもあい号」を活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しています。

ドライブレコーダーを活用した交通安全指導

一定の期間に複数回交通事故を起こした高齢者などを訪問し交通安全指導を行うとともに、ドライブレコーダーを一定期間貸出し、その間の走行状況を確認指導するなど、交通事故を防止するための活動を行っております。



被害者支援の推進

犯罪や交通事故の被害者やその家族は、身体への直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的被害も受けています。県警察は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまで必要な支援を途切れることなく受けられるよう、関係機関・団体と連携した支援活動を行っています。

警察による犯罪被害者支援

情報提供

被害に遭われた方々に捜査状況等の情報を提供するなどの被害者連絡を行っています。

また、パンフレット「被害者の手引」等を配布するなど、必要な情報をタイムリーに提供しています。

経済的負担の軽減

犯罪捜査のために必要な診断書等の経費を公費で負担し、経済的負担を軽減しています。また、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という被害を受けた犯罪被害者に対して、国が給付金を支給する犯罪被害給付制度があります。県警察では、この制度についての教示や必要な手続等を行っています。

相談・カウンセリング体制の整備

不安やショックを受けている被害に遭われた方々のため、警察職員による病院への付添い、相談対応などを行っています。また、心身に不調を感じている方には、臨床心理士によるカウンセリングも行っています。

身辺の安全確保

再被害を受けないようにパトロールを強化するなど、安全確保に努めています。

性犯罪被害相談電話の周知

性犯罪の被害に遭われた方の専用電話を開設しています。広報啓発活動を通じて「#8103」の周知をしています。



手記の閲覧はこちら



関係機関・団体との連携の推進

社会全体で犯罪被害者等を支える取組

県警察では、小・中学校及び高等学校において、犯罪被害者による講演「命の大切さ学習教室」を開催するとともに、犯罪被害者等の「声」や「思い」が読まれた手記の作成、「犯罪被害者いのちのパネル展」の開催などを通じ、犯罪被害者の心情や支援の必要性等の理解浸透に努めています。

また、犯罪被害者支援大学生ボランティアと共に広報啓発活動を推進するなど、社会全体で犯罪被害者等を支え、犯罪の起きにくい社会づくりに取り組んでいます。



命の大切さ学習教室



犯罪被害者のいのちのパネル展



生命のメッセージ展



犯罪被害者支援大学生ボランティア等による広報啓発活動

ネットワークの構築

県警察では、被害に遭われた方々が必要な支援を受けられるよう、県警察本部と各警察署に關係機関・団体とのネットワークを構築しています。また、自治体や(公社)秋田被害者支援センターと連携し、各種支援活動及び犯罪被害者支援の広報啓発活動を行っています。

6月30日は『犯罪被害を考える日』

11月25日～12月1日は『犯罪被害者週間』

犯罪被害を考える日及び犯罪被害者週間の期間中に県内において広報啓発活動を実施しています。

県民が犯罪被害者等に関心を向け、どのような状況に置かれているのか、どのような気持ちで過ごしているかなど、その立場に立って考え理解を深め、地域社会における支援を広げています。

(公社)秋田被害者支援センターの活動

「(公社)秋田被害者支援センター」(平成17年4月秋田県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)では、

- ・ 犯罪被害、交通事故などの電話相談
- ・ 病院や裁判などへの付添い
- ・ 被害者の支援に対する理解を深めるための広報啓発活動等の活動を行っています。



犯罪被害を考える日



警察活動を支える情報管理

■秋田県警察総合情報システム

秋田県警察総合情報システムは、警察活動を支援しているほか、警察本部と警察署間の情報交換や連絡に活用しています。

■警察情報管理システム

警察情報管理システムは、警察機関での情報を共有しているほか、照会センターを24時間体制で運用することにより、迅速な犯人の割り出しや被害品の発見など、捜査活動に活用しています。

■総合運転者管理システム

総合運転者管理システムは、運転免許証の即日交付や更新自動受付機の導入による更新手続の迅速化などの利便性向上のほか、不正取得の防止や危険運転者の早期排除に活用しています。

また、運転免許証をICカード化することにより、偽変造の防止やプライバシーの保護などの安全対策をしています。



更新自動受付機



インターネットを利用した情報発信

県警察ホームページは、警察の諸活動や各種犯罪、交通事故の発生状況をはじめとする各種統計等を掲載するなど、県民の皆様が安全に安心して暮らすため必要な情報を提供しています。県民の皆様がより使いやすくなるようウェブアクセシビリティに配慮した構成となっているほか、お住まいの地域を管轄する各警察署ごとの情報も閲覧可能です。

そのほか、Twitterなどの各種SNSを活用し、イベントに関する情報や防犯情報など、県民の皆さんが必要な情報をよりタイムリーに届けるための取組も行っています。

庁舎見学

広報広聴課では、庁舎見学を受け付けております。対応時間は平日の執務時間内、見学箇所は以下の通りです。

「広報センター」

警察活動に対する県民の理解と協力を求めるとともに、楽しみながら秋田県警察を身近に感じていただく学びの場です。明治初期からの歴史的資料、歴代の制服や各種装備品、白バイなどを展示しているほか、所管する業務についての説明を行っています。

「通信指令室」

全県からの110番通報への対応を行うほか、現場の警察官に指令を行っています。

「交通管制センター」

県内の主要な交差点の信号灯器の制御を行うとともに、各種交通情報を発信しています。

新型コロナウイルス感染症対策のため人数や時間を制限しており、事前予約が必要です。予約の際は、ホームページを御覧頂くか広報広聴課までお問合せ下さい。(代表018-863-1111)



秋田県警察広報大使

県内スポーツ団体のマスコットキャラクターであるB1リーグ秋田ノーザンハピネッツのBICKY(ビッキー)、J2リーグブラウブリッツ秋田のブラウゴン、トップイーストリーグDiv1秋田ノーザンブレッツANB(あんべえ)を広報大使に委嘱しています。

安心で安全な秋田を守るため、各種イベントを通じて各種情報を呼び掛けていきます。



警察安全相談

県民からよせられた相談に円滑に対応することができるよう、県警察本部広報広聴課に「県民安全相談センター」を、各警察署に「住民安全相談所」を設置して警察官や専門相談員が対応しています。

相談は24時間受け付けています。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

関係機関・団体との連携の強化

様々な相談や要望に答えるため、県警察では「県民相談に係る関係機関等連絡協議会」を、各警察署では「地区相談機関等ネットワーク」を構築し、関係機関、団体と連携した対応を行っております。

主な相談内容
パトロール要望、迷惑電話に関すること。
土地、家屋等の契約、多重債務に関すること。
非行、いじめ、家庭内暴力に関すること。
訪問販売等の特定商取引、利殖勧誘、ヤミ金に関すること。
廃棄物、騒音、振動に関すること。
インターネットを利用した詐欺、誹謗中傷に関すること。
特殊詐欺に関すること。
違法駐車、暴走車両などの交通指導取締りに関すること。

苦情の適正な処理

警察法には苦情申出制度が設けられており、県警察の職員の職務執行について苦情がある場合は、苦情を申し出ることができます。

公安委員会に対する苦情申出制度に基づく苦情は、警察本部総務課公安委員会補佐室において、警察に対する苦情は警察本部県民安全センターにおいてそれぞれ受理し、迅速かつ適正に対応しています。

各警察署に直接苦情を申し出ることもできます。

情報公開制度

警察行政の透明性を高め、行政機関としての説明責任を遂行するため、公安委員会及び警察本部長が保有する行政文書を秋田県情報公開条例に基づき公開しています。公開請求の受付や相談、案内の窓口は、警察本部内の情報公開センター及び県内各警察署となっています。

警察音楽隊



秋田県警察音楽隊は、警察本部や警察署で勤務する傍ら、県市町村の主催する各種行事をはじめ、防犯・交通安全教室、各種行事等での演奏を通じて「県民と警察との音の架け橋」として活動しています。

令和4年度は、第37回東北北部三県警察音楽隊演奏会を開催予定です。



教育訓練



警察学校における教育訓練

採用時教育

新たに採用された職員に対して、秋田県警察学校において、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、職務執行に必要な基礎的知識及び技能を修得するための教育訓練を行っています。

昇任時教育

巡査部長(主任)、警部補(係長)、警部(課長・補佐)に昇任した職員に対して、東北管区警察学校(宮城県)、警察大学校(東京都)等において、幹部として必要な知識等を修得するための教育訓練を行っています。

専門教育

各警察学校では、特定の業務の分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得させるための教育を行っています。

職場における教育訓練

職務執行教育

個々の職員の能力又は職務に応じた個人指導や、業務に関する研修会等により職務執行能力の向上を図っています。

術科訓練

各種事件事故に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道・剣道、逮捕術、拳銃操法等の術科訓練を行っています。特に、実際に発生する可能性の高い事件を想定した実践的訓練の強化を図っています。



県警察の車両



県警察では、警察活動を効率的に行うために、車両など治安情勢に応じた装備の充実に努めています。

警察用車両には、パトカー、捜査用車、交通事故処理車、白バイのほか、機動隊用の特殊車両などがあり、県内各警察署などに配備しています。

警察用車両は、警察機動力の要として、事件事故の捜査、犯罪の予防、交通取締り、災害発生時における人命救助など、安全で安心な県民生活を守るため、警察活動全般にわたり活用しています。

秋田県公安委員会

■ 公安委員会の役割

公安委員会は、警察の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政機関で、県民の良識を代表して、警察の業務に県民の考えを反映させるなどの重要な役割を果たしています。

公安委員会は、県知事が県議会の同意を得て任命した3人の委員で構成されており、県警察を管理しています。任期は3年です。



■ 主な活動等

公安委員会は、県内における事件、事故及び災害の発生等に対する警察の取組、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について、警察本部長等から報告を受け、必要な提言を行っています。

定例会議は、おおむね週1回開催しており、令和3年中は、40回開催しています。定例会議のほか、警察活動の視察、警察職員との意見交換など、様々な活動を行い警察業務の把握に努めています。公安委員会の定例会議の開催概要や主な活動状況は、ホームページで公開しています。



■ 苦情の申出制度

警察職員の職務執行について苦情がある方は、公安委員会に対し苦情の申出をすることができます。公安委員会は、苦情の申出があったときは、調査結果を文書により申出者に通知しています。

警察署協議会

■ 警察署協議会の役割

警察署長が、業務運営に地域住民の民意を反映させるため、その在り方について住民等の意見を聴くための機関です。

また、警察署の業務運営を説明し、理解と協力を求める場でもあります。県内全ての警察署に設置されています。

■ 主な活動等

令和3年中は、延べ48回の会議が開催され、特殊詐欺被害防止対策、交通事故抑止対策などの諮問に対して、委員から活発な提言等が出されました。

各警察署では、委員の提言等に基づき、関係機関とのクマ出没対応合同訓練、地域包括支援センターとの連携による高齢者交通事故抑止対策などの取組を実施しています。また、警察業務の理解を深めるため警察本部庁舎、災害用装備資機材の見学などが行われました。



各種統計資料

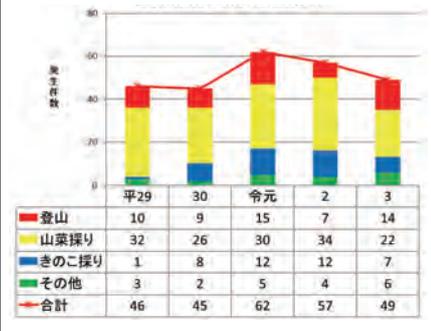
生活安全部

生活安全部の
統計資料はこちら



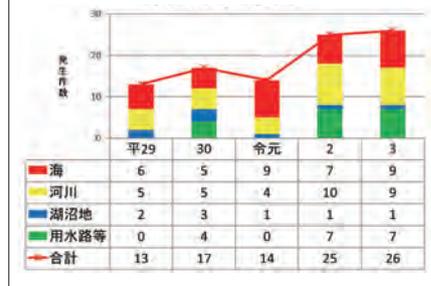
地域課

山岳遭難発生状況・目的別(過去5年)



令和3年中の山岳遭難は49件発生し、うち山菜採りによる遭難が22件で全体の約4割以上を占めています。

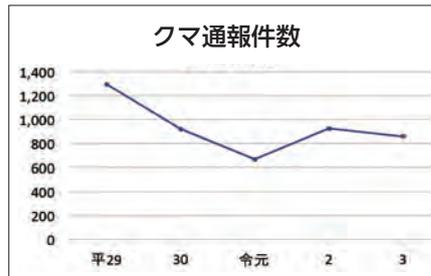
水難事故発生・場所別(過去5年)



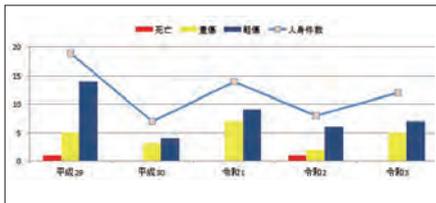
令和3年中の水難は26件発生し、うち海と河川での事故が18件で全体の約7割を占めています。また、海での事故が増えています。

区分\年次	平29	30	令元	2	3
出動回数	229	205	162	214	184
救助出動回数	50	57	31	56	59
収容救助人員	13	24	8	14	25
うち死亡者	5	7	3	4	7

県警察航空隊は、ヘリコプター「やまどり」を運航し、登山・山菜採り・きのこ採り等の山岳遭難、海・川・湖沼等における水難者の捜索・救助活動を行っています。



クマの目撃について令和3年中のクマ関連の通報件数は861件、目撃頭数は958頭であり、前年比では通報件数が63件減少し、目撃頭数が1頭増加しました。

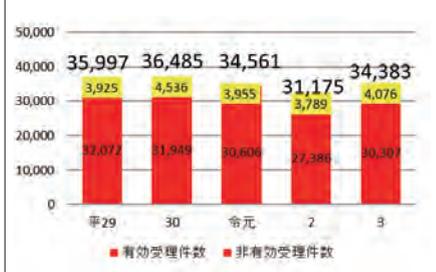


クマによる人身被害は12件(12人)であり、前年比では4件(3人)増加しました。

区分\年次	平29	30	令元	2	3	増減数(人)	増減率(%)
通報件数	1,299	924	670	929	862	Δ67	Δ7.2
目撃頭数	1,507	999	740	961	958	Δ3	Δ0.3
人身被害件数	19	7	14	8	12	4	50.0
被害者(人)	20	7	16	9	12	3	33.3
死者	1	0	0	1	0	Δ1	Δ100.0
重傷	5	3	6	2	5	3	150.0
軽傷	14	4	10	6	7	1	16.7

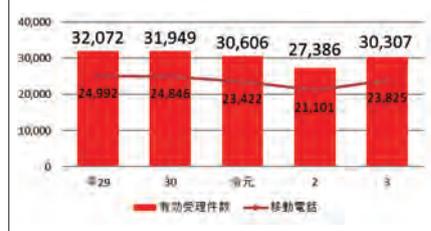
通信指令課

110番受理件数

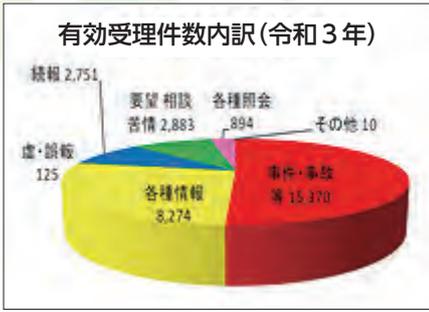


令和3年中の110番受理件数は34,383件で、前年比で3,208件増加しました。

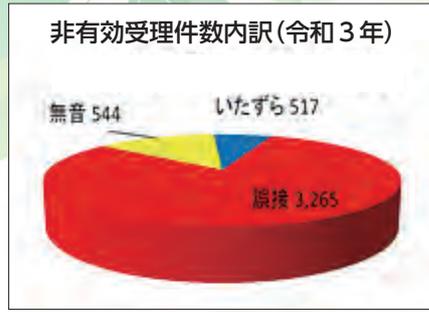
携帯電話の推移



令和3年中の有効110番受理件数30,307件のうち、携帯電話等移動電話からの受理件数は、23,825件で、全体の78.6%を占めます。

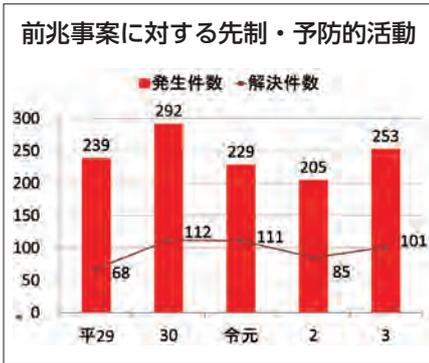


有効受理件数のうち、事件・事故等に関する通報が15,370件と最も多く全体の約50%を占めます。



令和3年中の非有効受理件数のうち、誤接がもっとも多く全体の約80%を占めます。

人身安全対策課



発生件数は平成29年以降200件を超えており、平成30年が最多となっています。解決件数は発生件数の増減に合わせて推移しているものの、発生件数が200件超と高止まり状態です。

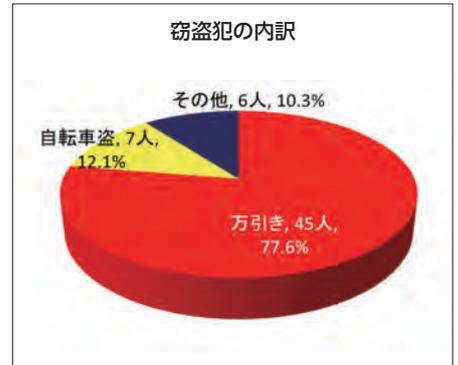
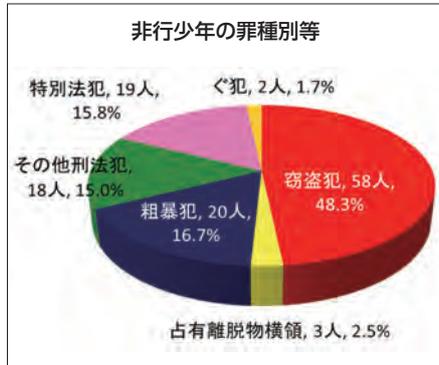
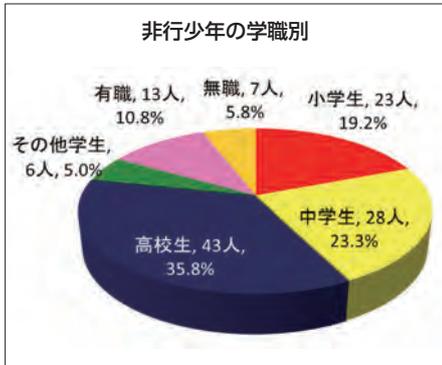
非行少年等の検挙・補導状況(過去5年)

区分	年次				
	平29	30	令和元	2	3
総数	134	118	106	100	120
犯罪少年	18	21	20	17	23
触法少年	74	84	71	60	77
ぐ犯少年	11	13	12	13	16
不良行為少年	60	32	34	38	41
	7	6	7	4	6
	0	2	1	2	2
	0	2	1	0	1
	717	668	565	589	562
	200	203	198	179	170

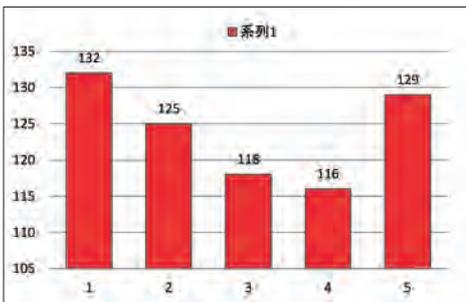
県内における令和3年中の非行少年は、120人で、前年に比べて20人(20.0%)増加しています。また、飲酒、喫煙や深夜はいかい等で補導された不良行為少年は、562人で、前年に比べて27人(4.6%)減少しています。

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者
 触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
 ぐ犯少年：将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者
 不良行為少年：飲酒、喫煙、深夜はいかい等自己又は他人の特性を害する行為をした者
 ※下段は女子で内数

令和3年中の少年非行の主な特徴



非行少年は、高校生が最も多く43人、次いで中学生が28人となっており、高校生と中学生で全体の59.2%を占めています。窃盗犯として検挙・補導された少年が非行少年全体の48.3%を占めており、そのうち万引きで、検挙・補導された少年は、77.6%です。



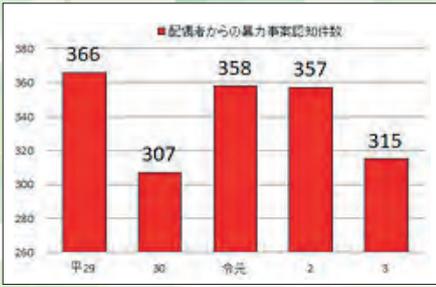
令和3年中におけるストーカー事案の認知件数は、129件と前年より13件(11.2%)増加しました。平成29年以降、認知件数は減少傾向にありましたが、令和3年には増加に転じました。

ストーカー事案検挙件数の推移

区分	検挙件数	検挙方法		警告	禁止命令
		ストーカー規制法検挙	他法令検挙		
平29	34	13	21	34	9
30	17	9	8	22	17
令和元	17	10	7	29	4
2	15	9	6	17	11
3	21	11	10	25	10
前年比	6	2	4	8	Δ1

検挙件数は21件と、前年より6件(40.0%)増加しました。ストーカー規制法検挙は11件と、前年より2件(22.2%)増加しました。他法令検挙は10件と、前年より4件(66.7%)増加しました。警告は25件と、前年より8件(47.1%)増加しました。禁止命令は10件と、前年より1件(9.1%)減少しました。

配偶者からの暴力事案検挙件数の推移



令和3年中における配偶者からの暴力事案の認知件数は、315件と前年より42件(11.8%)減少しました。過去5年間の認知件数は、最多が平成29年の366件、最少が平成30年の307件です。多少の増減はあるものの、毎年300件を超えており、高止まりの状態となっています。

区分 年次	検挙件数	保護命令	
		DV防止法 検挙	他法令検挙
平29	29	0	29
30	20	0	20
令元	14	2	12
2	8	0	8
3	13	1	12
前年比	5	1	4
			△7

検挙件数は13件と、前年より5件(62.5%)増加しました。DV防止法検挙は1件と、前年より1件増加しました。他法令検挙は12件と、前年より4件(50.0%)増加しました。保護命令は6件と、前年より7件(53.8%)減少しました。

児童虐待通告児童数

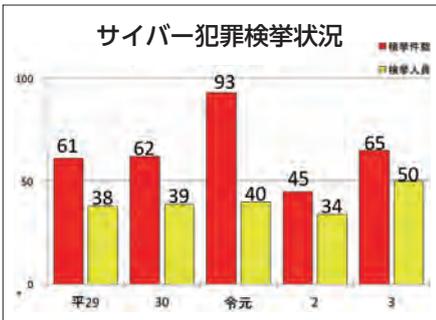


児童虐待として通告した児童数は、平成29年から4年連続で増加していましたが、令和3年は、344人と前年より50人(12.7%)減少しました。

区分\年次	平29	30	令元	2	3
通告人員(人)	266	304	357	394	344
身体的虐待	45	57	85	85	61
性的虐待	1	1	1	3	3
怠慢・拒否	20	34	22	28	27
心理的虐待	200	212	249	278	253

サイバー犯罪対策課

サイバー犯罪検挙状況



県内における令和3年中のサイバー犯罪の検挙件数は65件で、前年に比べ20件(44.4%)増加し、検挙人員は50人で、前年に比べ16人(47.1%)増加しました。

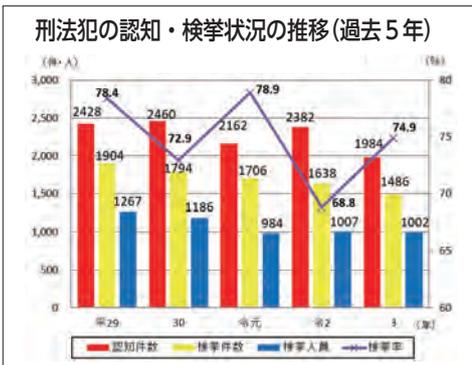
刑事部

刑事部の統計資料はこちら



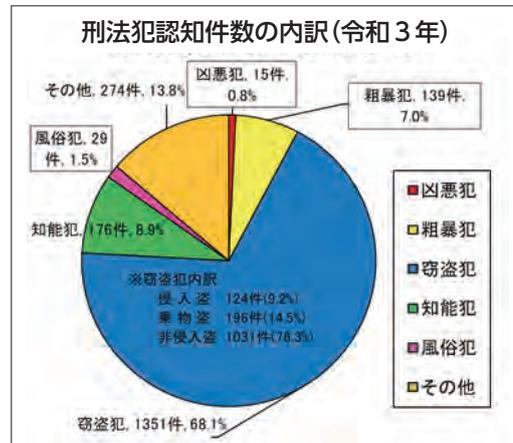
刑事企画課

刑法犯の認知・検挙状況の推移(過去5年)



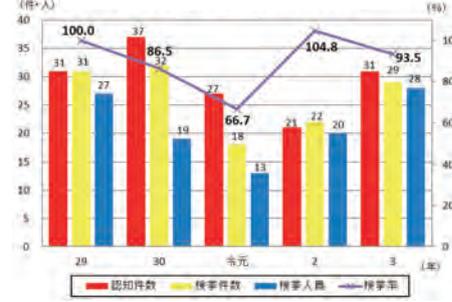
令和3年の認知件数は1984件、検挙件数は1486件、検挙人員は1002人で、検挙率は74.9%でした。

刑法犯認知件数の内訳(令和3年)



令和3年の刑法犯認知件数の内訳は、殺人、強盗等の凶悪犯は15件、暴行、傷害等の粗暴犯は139件、侵入盗、乗り物盗等の窃盗犯は1351件、詐欺、横領等の知能犯は176件、強制わいせつ等の風俗犯は29件、住居侵入、器物損壊等のその他の刑法犯は274件となっています。

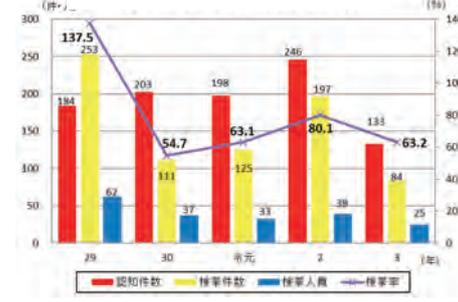
重要犯罪の認知・検挙状況の推移(過去5年)



令和3年の重要犯罪(注)の認知件数は31件、検挙件数は29件、検挙人員は28人で、検挙率は93.5%でした。

(注)「重要犯罪」～殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつの罪をいう。

重要窃盗の認知・検挙状況の推移(過去5年)

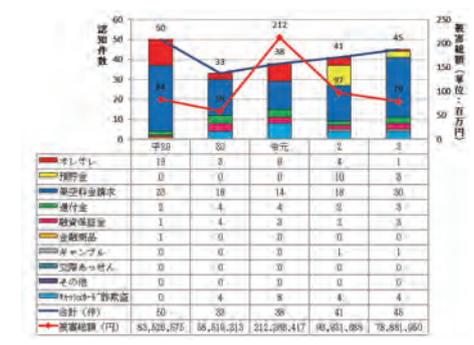


令和3年の重要窃盗犯(注)の認知件数は133件、検挙件数は84件、検挙人員は25人で、検挙率は63.2%でした。

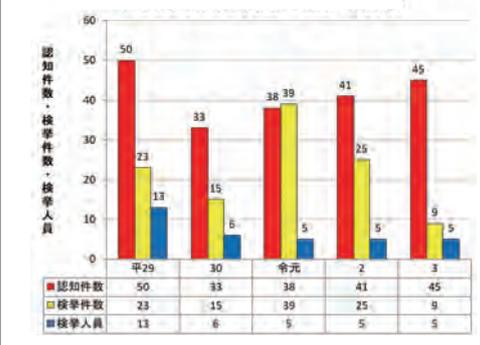
(注)「重要窃盗犯」～侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりの手口をいう。

捜査第二課

特殊詐欺事件の認知状況(平成29年～令和3年)



特殊詐欺事件の検挙状況(平成29年～令和3年)



組織犯罪対策課

暴力団犯罪検挙状況(過去5年)



薬物事犯検挙状況(過去5年)



来日外国人犯罪検挙状況(過去5年)



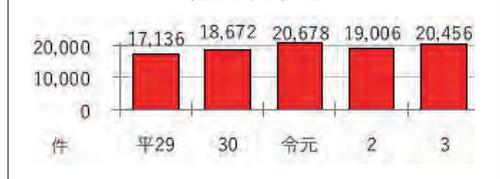
警務部

警務部の統計資料はこちら



広報広聴課

相談受理状況



令和3年中の警察安全相談受理件数は20,456件で、前年比で1,450件増加しました。

○試験区分及び日程（予定）

試験区分	受験案内 公表日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
警察官 A 女性警察官 A (大卒又は大卒見込み) (第1回)	5月9日(月)	5月9日(月)) 6月3日(金)	7月10日(日)	8月上旬 及び 8月下旬	9月上旬
警察官 A 女性警察官 A (大卒又は大卒見込み) (第2回)	7月22日(金)	7月22日(金)) 8月17日(水)	9月18日(日)	10月中旬 及び 11月上旬	12月上旬
警察官 B 女性警察官 B (A区分以外)	7月22日(金)	7月22日(金)) 8月17日(水)	9月18日(日)	10月中旬 及び 11月中旬	12月上旬

※詳しい日程、採用予定人員及び受験資格については、秋田県警察ホームページなどで確認してください。

○試験の種目及び方法・内容（予定）

第1次試験

試験種目	方法・内容
教養試験 (択一式50問120分)	警察官として必要な一般知識及び能力についての筆記試験 (出題分野：社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈)
論(作)文試験 (記述式1題60分)	文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問う試験 (論(作)文用紙1枚800字以内)

第2次試験

試験種目	方法・内容
体力試験(4種目)	警察官として職務遂行に必要な体力についての実施試験 (握力、立ち幅跳び、反復横跳び、バーピーテスト)
口述試験	人物についての個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
身体精密検査	診断書提出による警察官として職務遂行に必要な健康度及び身体等についての検査

※採用試験の詳細は、各試験区分の受験案内を確認してください。

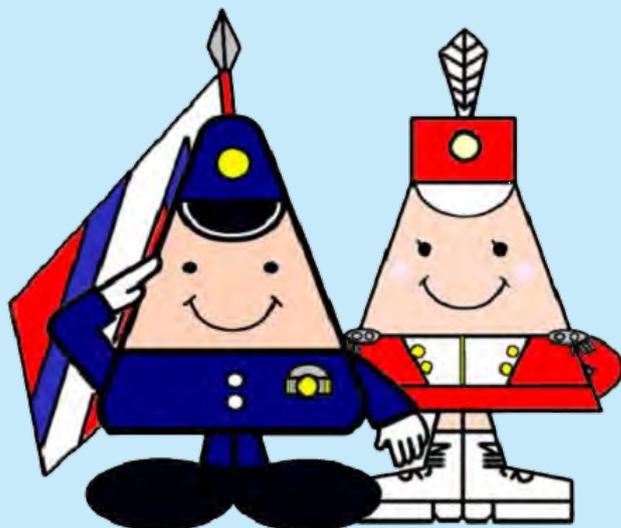
○採用に関するお問合せ先

秋田県警察本部 警務課人事・採用係 (採用フリーダイヤル 0120-863314)

窓口のご案内

事件・事故等でお急ぎの場合は、110番通報してください

1 各種届出	
●盗難、暴力被害、交通事故の届け出	110番 又は、近くの警察署・交番・駐在所へ
●行方不明者の届け出	各警察署生活安全課へ
●登山の届け出	警察本部地域課へ または山岳を 管轄する警察署、交番、駐在所へ
2 警察本部等への相談	
●警察安全相談 警察署住民安全相談所又は県民安全相談センターへ	#9110 または (018) 864-9110 FAX (018) 864-8999
●警察への要望・意見・苦情等 各警察署広報広聴係 または、県民の声 110 番へ 電話・手紙・ホームページでも受け付けています。	(018) 824-0110 FAX (018) 864-8999
●性犯罪被害等の相談 警察本部捜査第一課 性犯罪被害相談電話	#8103 (ハートさん) 0120-028-110 (フリーダイヤル)
●サイバー犯罪の相談・情報 サイバー犯罪 110 番	(018) 865-8110 E-Mail:mail_110@gaea.ocn.ne.jp
●少年の悩み事相談 やまびこ電話	(018) 824-1212 (FAX・電話兼用)
●犯罪や交通事故の被害に関する悩み相談 (公社) 秋田被害者支援センター	(018) 893-5937 0120-62-8010 (フリーダイヤル) (月～金 10:00～16:00 祝日、年末年始を除く)
●暴力団に関する相談 (公財) 暴力団壊滅秋田県民会議	(018) 824-8989 0120-893-184 (フリーダイヤル) (月～金 9:00～17:00 祝日、年末年始を除く)
●薬物・拳銃・虐待・人身取引等の情報提供 匿名通報ダイヤル 24 時間オンライン受付 モバイル用サイト	0120-924-839 (フリーダイヤル) (月～金 9:00～18:15) www.tokumei24.jp www.tokumei24.jp/i
3 各種お問い合わせ先	
●自動車運転免許に関するお問い合わせ 更新・再交付・国外免許に関する相談 試験・免許証の失効手続きに関する相談 停止等行政処分に関する相談 病気の方の免許取得、更新等運転適性に関する相談	(018) 824-3738 (018) 862-7570 (018) 824-3822 (018) 824-0660 (018) 824-0706
●運転免許テレホンサービス 更新手続き 免許試験 再交付手続き 免許証の失効手続き 国外免許手続き	(018) 824-6100 (018) 824-6200 (018) 824-6300 (018) 824-6400 (018) 824-6500
●交通情報 (日本道路交通情報センター) 携帯短縮ダイヤル 全国共通ダイヤル 全国高速ダイヤル 東北地方高速情報 秋田情報	#8011 (携帯・PHS 専用) 050-3369-6666 (音声ガイダンス) 050-3369-6700 (自動応答専用) 050-3369-6761 050-3369-6605
4 各種申込み	
●警察本部庁舎の見学申込み 警察本部広報広聴課	(018) 863-1111
●警察音楽隊の演奏申込み	各警察署広報広聴係 または、警察本部広報広聴課へ
5 その他 各種情報発信、警察官採用試験情報	
●秋田県警察 Twitter	アカウント名 「秋田県警察本部」 「@ akita_mamoru_ai」
●秋田県警察 採用 Twitter	アカウント名 「秋田県警察 採用係」 「@ api_saiyo」
●秋田県警察 採用 Instagram	アカウント名 「秋田県警察 採用係」 「@ api_saiyo」



発行 令和 4 年 4 月 1 日

秋田県警察本部 警務部広報広聴課

〒010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 5 号

ホームページ <https://www.police.pref.akita.lg.jp>



各種最新情報、音楽隊活動状況はこちらから

秋田県警察本部
Twitter



アカウント名
「秋田県警察本部」
「@akita_mamoru_ai」

秋田県警察犯罪抑止対策
Twitter



アカウント名
「秋田県警察犯罪抑止」
「@akita_hanyoku」

秋田県警察採用
Twitter



アカウント名
「秋田県警察 採用係」
「@api_saiyo」

秋田県警察採用
Instagram



アカウント名
「秋田県警察 採用係」
「api_saiyo」